

# 祭祀における皇后の役割とその変化

はじめに

土田 可奈

## 要 旨

弘仁十一年格縮小了由皇后主持的祭祀仪式的范围。也就是、嵯峨天皇之后、原来由皇后主持的祭祀有一些改由天皇自己亲自主持。此变化从「延喜式」的分析论证可以得到证明。而且、嵯峨天皇以前、皇后与天皇共同举行祭祀仪式(天皇皇后亲祭祀)、这一现象的背景是可以理解为天皇皇后的圣婚意识的强大作用。嵯峨天皇的时代、由于药子之变的发生天皇的权力被加强、以此皇后变的只负担作为妻子的义务。除此之外、当然还有立后仪式的变化、宫廷唐风化、内里变化等要素的影响。

キーワード……皇后(中宮) 天皇皇后親祭祀

嵯峨天皇 聖婚儀礼 新嘗

史料 『日本紀略』弘仁十一年二月甲戌条

詔曰、云々。其朕大小諸神事及季冬奉幣諸陵、則用帛衣。元正受朝則用袞冕十二章。朔日受朝、同聽政、受蕃国使、奉幣及大小諸会、則用黃櫨染衣。皇后以帛衣為助祭之服。以衣

(禱力)

為元正受朝之服。以鈿釵礼衣為大小諸会之服。(後略)

弘仁十一年(八二〇)のこの格は、神事に用いる服「帛衣の規定を述べたものである。この中で皇后の帛衣は「助祭之服」と定められている。この「助祭」に関わって、岡村幸子氏は皇后の祭祀への限定された関与が伺われるとし、九世紀を境に皇后の祭祀への関与の形態が変化したのではないかとした<sup>1)</sup>。

この九世紀における皇后の祭祀への関与の形態の変化については、九世紀以前と以降の皇后の祭祀への関与がどのようなものであったのが問われなければならない。岡村氏はこの問題について従来とは異なる論を展開している。

九世紀以前の皇后の祭祀への関与の形態については、新嘗祭で大王と共寝する采女を皇后が選んで差し出すという伝統があり(『日本書紀』雄略天皇二十年十月条や『日本書紀』允恭天皇七年十二月条)、また采女貢上に取って代わる形で開始される五節舞姫の貢上に女御が関与することから、大嘗祭・新嘗祭において采

女との共寝は行われても、一貫して皇后は共寝する側ではなく、

天皇との共寝を補助する側であると位置付けているのである<sup>(2)</sup>。

皇后と特に新嘗祭祀との関係では、天皇との聖婚儀礼があったとされており、律令制下にいたって『延喜式』段階にいたるまで、その聖婚儀礼の残滓が見受けられるとされているのである<sup>(3)</sup>。

岡村氏は九世紀以降の皇后の「助祭」の段階においても、『延喜式』の検討から聖婚儀礼の残滓は認められないという立場をとっている。聖婚儀礼(形骸化したものも含む)の有無については、律令制以前からの祭祀形態に係る重要な問題であり、本稿で考察していきたい。

また、嵯峨朝において皇后の祭服が「助祭の服」と定められたことは、嵯峨朝以前の皇后のあり方が変化していると考えられる。嵯峨朝は立後の儀が変化するなどの儀式の変化や<sup>(4)</sup>、菓子の変を契機にして権力構造が変化するなどしており<sup>(5)</sup>、これらは皇后制に大きな影響を与えたものと考えられる。

本稿では、第一章で、皇后の祭祀への関与形態について主に『延喜式』の検討から九世紀を境にどのように変化しているのかについて論じ、第二章で皇后の祭祀への関与の仕方が大きく変化した九世紀、嵯峨朝の皇后のあり方の変化について論じていきたい。

## 第一章 新嘗・神今食と皇后

### 第一節 「帛衣」について

今節では、新嘗祭と神今食における皇后の神事への関与について、祭祀の御服から考察していきたい。

まず、岡村幸子氏の「帛衣」についての論について見ていきたい。史料の「帛衣」は祭祀の御服であるが、皇后が祭祀にあたり帛衣を着用することは史料と御贖服以外には見えないという。また天皇が帛衣を着する儀式は『西宮記』によれば大嘗会・新嘗会・神今食・荷前・伊勢大神宮奉幣であり、『西宮記』大嘗会事によれば、廻立殿までの行幸は「帛衣」で廻立殿での沐浴後、「齋服」に着替えて悠紀殿・主基殿へ行き神事を済ませた後、廻立殿へ還り沐浴後「齋服」に着替えて主基正殿へ行くのであり、このことから帛衣より齋服の方が神事の服としては『西宮記』では上位に位置付けられているという。『延喜式』(神祇・踐祚大嘗祭油以下)に「戌時。天蹕始警臨廻立殿。主殿寮供奉御湯。即御祭服入大嘗宮。」とされ、『西宮記』での「帛衣」が『延喜式』では「祭服」と記されているという。

また『延喜式』における新嘗・神今食・御贖についての検討から、沐浴以前、及び神饌親供後に着用する御服ではなく、沐浴後神饌親供のための御服に相当する「祭服」(『西宮記』における「齋服」)だけを「帛衣」として掲載し、それ以外の白い神事用の御服については掲載を省いたという。

つまり、『延喜式』が中宮の「帛衣」について規定していないということは、神饌親供用の「祭服」を規定していないというこ

となり、御贖が中宮御贖服の記載があつて祭祀への参加が明示されているのに対して、新嘗・神今食において「祭服」の規定がないといふことは、中宮（皇后）による神饌親供や聖婚儀礼などは『延喜式』段階においては行われなかつた、と岡村氏は結論付けている<sup>6)</sup>。

この『延喜式』の祭服の規定について、新嘗祭の前日に行われ新嘗神事と関連の深い鎮魂祭における祭服から検討していきたい。

史料 『延喜式』四時祭下

鎮魂祭 中宮准此 則不給衣服

神八座 神魂高御魂生魂足魂魂留魂 大宮女御魂・魂 辭代主

大直神一座

中略

官人以下装束料 中宮 封海此

伯已下史已上七人 宮主一人 中略 御巫一人 中宮・東面 御巫准此

中略

右中寅日晡時 中宮 同日祭之 五位已上及諸司官人參集宮内省。

式部依例檢列。大臣若參議已上就西舍座。神祇官人已下神

部已上著青摺衣。 官預受。 備領給。 以下使部以 率御巫等。入就廳上座。 御巫南面、伯

内侍持御服自内退出。大膳職造酒司供八代物同時

參。 中宮・東面 封海此 中略 弁官命官掌。喚宮内省。令賜酒食。

行酒三坏以後。拍後手退出。

巳日晡時。供東宮鎮魂。

史料 『延喜式』式部省式

凡御并中宮鎮魂所。弁官。中務輔。和舞侍從四人。式部輔。治部輔。雅楽頭。大蔵輔。宮内輔及預御膳諸司五位已上。令必參集。若闕怠者。停預節會。其有障者。先申其由。 東宮。 准此

史料 『延喜式』宮内省式

凡先新嘗之寅日供御并中宮鎮魂祭神八前。大直神一前。供奉諸司上十人。中卅人。下二百六十人。並給食。 新嘗之後巳日、東宮 鎮魂祭神、并大直 神、及人教 亦准此。

史料 『延喜式』中宮職式

凡鎮魂祭日。亮及進屬史生各一人。舍人二人向宮内省。次史生一人率召繼舍人四人。雜使舍人二人入候。戌刻内侍令史生并召繼舍人持御服案。 盛革置一合。綠幣。 召繼四人扶案稱唯。 内侍一人。蔵人一人。女孺等列立案後。雜使二人。秉燭分左右立案前。史生立燭後。至宣陽門北候之。乘輿御服案自内裏出。相共陣列向宮内省。入自南門。就於廳座。御巫等受御服案如常。祭畢以次和舞。 中略 廻儀如前。

鎮魂祭の祭儀は、松前健氏によれば次のようなものである。祭場は宮内省庁内において。御巫の舞いと宇氣槽突き、玉結びの儀が行われ、女官蔵人が、拍子にに応じて、天皇の御衣の笥の蓋を開

け、御衣を入れたままで振動させる。これが終わって御巫および猿女の舞があり、続いて官人たちによる倭舞があつて終了する<sup>7)</sup>。

鎮魂祭は「鎮魂祭」中宮准此。但更不給衣服<sup>8)</sup>。「内割注、

以下同じ)、「右中寅日晡時」中宮鎮魂ノ同日祭之<sup>9)</sup>。「(史料)

や、「御井中宮鎮魂所」(史料)とあり、天皇の行う鎮魂祭とほぼ同様のものを中宮が行つたことが知られる<sup>8)</sup>。また「廻儀如

前」(史料)とあることから、天皇の鎮魂が終わつた後、上述の

ような祭儀が中宮も同様に行われたらしい<sup>9)</sup>。これらのことから、鎮魂祭を中宮が行つていたことは自明である<sup>10)</sup>。

鎮魂祭には天皇、中宮、東宮の祭服の規定がない。山尾氏は、この鎮魂祭の御服について鎮魂は翌日の新嘗・大嘗のための一連の行事であるので、祭服の規定されていない鎮魂の神事で振るわれる「御服」(御衣)とは新嘗・大嘗(恐らく新嘗のみ)<sup>11)</sup>で用いられる祭服であるとしている<sup>12)</sup>。新嘗と鎮魂の密接な関係からすれば、このようなことは十分にあり得たことと考える。

山尾氏の説に拠れば、中宮による鎮魂に用いられる御服は新嘗の神事、それも岡村氏の言う「齋服」(帛衣)に当たるとであろう。

したがって、中宮にも「齋服」が存在したこととなり、神事も実習されたことになる。しかし、岡村氏の祭服の検討によれば、齋服の規定がないことから、『延喜式』段階ですでに中宮による新嘗神事は行われていないはずである。これはどういうことか。

史料によれば、「内侍持御服自内退出」とあり、また小野宮年中行事所引弘仁神祇式には、「当日薄暮、内侍経奏、率蔵人一人・

御匣殿蔵人・女孺洗人等、令内蔵寮持御服、「置机上。」向宮内省。」とあり、天皇の御服は内侍に命じられた内蔵寮が実際には宮内省に運んでいることが分かる<sup>13)</sup>。

中宮の場合は、史料によれば次のようなものである。成刻内侍の命で史生と召繼舎人が御服案を持つ(その御服案は革に飾られた筥一合と緑褌であり、召繼舎人四人が御服案を扶けて持ち上げるのである)。内侍一人、蔵人一人、女孺等は案の後に列立し、

雑使二人は秉燭左右に分ちて案前に立つ。史生は燭後に立つ。中略 御服案を乗輿し内裏より出る。相共陣列し宮内省に向う。南門より入り、廳座に就く。御巫等が御服案を受けることは常の如しである。

天皇と中宮の鎮魂の大きな違いは、内蔵寮が持つて行くのは御服であるのに対し、中宮の場合、召繼舎人四人が宮内省に持つていくのは「御服案」であり、筥一合と緑褌であることである。天皇と中宮とのこの記載の違いは、鎮魂に用いられる「御服」が天皇には「齋服」(帛衣)として存在するのに対し、中宮の「御服」は「案」(筥一合)のみで御服本体は載せずに運ばれたことを意味するのではないだろうか。このことは、史料に「鎮魂祭」中宮准此。但更不給衣服<sup>14)</sup>とされ、中宮には衣服を支給しないと注記されていることからもうかがえる。

やはり『延喜式』段階においては岡村氏の見解の通り、既に中宮による新嘗の祭儀は行われていなかったのではないかと考えるのである。

しかし、このことはまた他の疑問も惹起させる。岡村氏は九世紀以前の皇后による神事の実修、聖婚儀礼も含むものを否定している<sup>14</sup>。だが、新嘗に用いる祭服を用いる鎮魂の祭祀に、中宮は深く関わり、しかも実際に「御服」は入れられていないにしても、以前は入れられていただろうと推測される御服の「案」が『延喜式』に規定されているのである。このことは『延喜式』以前の段階において、中宮（皇后）が新嘗祭祀を实修していたことを物語るものである。そして、新嘗祭祀において、聖婚儀礼が否定されるだけの要件には岡村氏の論はなっていないと考える。

そこで、次節で別の視点から聖婚儀礼の有無と共に助祭の意味について論じていきたい。

## 第二節 「沐浴」「神具」について

新嘗・神今食では、神嘉殿にて神饌親供が行われる前に沐浴が行われる。沐浴を行っていた場合、神饌親供が行われている可能性は大きいのである。中宮は沐浴を行っているかどうか、検討していきたい。

史料 『延喜式』（主殿寮 新嘗会供奉料）

新嘗会供奉料〔中宮准此。〕

沐槽一隻。加案。覆純儲一条。長五尺。広三幅。浴槽二隻。

加案。覆暴布一条。長五尺。広二幅。下敷調布儲二条。各二端。白綿一分。（中略）

右新嘗会料依前件。其一度神今食者。並用件物。更不請料。

事訖之後充神祇官。

この史料には、新嘗の供奉料「沐槽一隻」「浴槽二隻」とあり、これは中宮も同様であるから、すでに先学に言われているように<sup>15</sup>、中宮も沐浴を行った可能性が指摘できる。

史料 『延喜式』（中宮職 神今食）

凡六月神今食小斎亮若大夫一人。進属各一人。史生二人。舍人十人。向宮内省。卜食。事見神祇式。昏時入候内裏。戌刻主殿引御輿入従右腋庭門。候常寧殿西。左右兵衛尉各一人率府志生各一人。兵衛廿人陣列陰明門。左右近衛次将各一人率将監将曹各一人。近衛廿人左右分陪。御輿出自陰明門。女孺已上陪従陣中。召繼舍人二人。在小斎中。擎几帳在女孺後。亮已下行立近衛兵衛陣間。御輿御神嘉殿。職司率小斎舍人等候幕下。預備鋪設召繼舍人二人候左近衛陣側。神事畢御輿廻宮。明日辰時小斎官人向宮内省。解斎訖歸本司。十二月准此。

この史料には、「御輿御神嘉殿」とあり、神嘉殿までの中宮の行啓は確実である<sup>16</sup>。

また、『西宮記』<sup>17</sup>には、湯殿も神事行われる神嘉殿内に設置されることが記してある。これらのことから、神嘉殿まで出御した中宮が神嘉殿内において沐浴した可能性は否定できないと考える。

次に「神具」について見てみよう。

史料 『延喜式』（中宮職 年料鋪設）

六月神今食十二月神今食。十一月新嘗祭亦同。御料。黄帛端短帖一枚。方四尺。白布端帖二枚。各長一丈二尺五寸。広四尺。白布端帖二枚。各長九尺。広四尺五寸。一枚無裏布。白布端帖二枚。各長九尺。広四尺。白布端帖一枚。長八尺。広四尺。白布端帖四枚。各長六尺。広四尺二寸。一枚無裏布。折薦帖一枚。長八尺。広四尺。折薦帖八白布端坂枕一枚。長三尺。広四尺。褥席二枚。葉薦八枚。折薦八枚。蔣食薦八枚。山城食薦八枚。簀八枚。床一脚。湯殿料。打払布二条。各長一丈三尺。柳筥二合。納払布料。但中宮白布端帖四枚。各長八尺。広四尺。折薦帖一枚。白布端坂枕一枚。褥席二枚。右預前儲備。事畢即充神祇官。供御白地錦端帖四枚。

「神具」は寝具であり、神今食・新嘗祭の神事を考察する上で重要である。この史料では神今食と新嘗祭の御料が定められており、ここには中宮のそれも定められている。しかし、「但中宮白布端帖四枚。後略」とあるように、天皇の「神具」に比較して中宮のそれは不完全なものである。

このことについて、岡村幸子氏は、「神具」を中宮が別個に持つことから、聖婚に使用されたとは言えないが、ある時期までは完全な「神具」が与えられており、中宮にかつて与えられていた

完全な「神具」とは、聖婚とは無関係に中宮もまた天皇と同じく神饌共進するための「神具」であったとしている。また、沐浴については中宮は出御はするが、沐浴したかどうかは疑わしく、供奉御膳采女が配されなことから、神饌親供を中宮が行わず、「助祭」（主たる祭祀に対して何らかの補助的、副次的な役割を果たすもの）が九世紀前半に定められた以降、『延喜式』での中宮の十分な祭祀への関与につながっていくものとした<sup>18</sup>。

岡田精司氏は、中宮の沐浴の可能性や「神具」の存在から、『延喜式』段階においてはすでに聖婚が形骸化しており、中宮は天皇に神饌を奉仕する役目を負っていたとし、少なくとも平安時代初期までは制度的には中宮（＝皇后）が参加しており、九世紀中葉の清和以降、幼帝が続く中で形骸化していったとした<sup>19</sup>。

前節での祭祀に関する検討から、岡村氏の中宮には齋服が与えられておらず、従って神饌親供を行っていないという見解は正しいものであったとした。しかし、中宮の沐浴についての可能性は否定できず、また不完全であったとしても「神具」が中宮に供されていることは軽視できないと考える。『延喜式』段階でのこのような中宮の中途半端な祭祀への関与は、中宮の帛衣が「助祭の服」と規定された弘仁十一年格以降のことであるとされている<sup>20</sup>。

それでは、弘仁十一年格以前のの中宮の祭祀への関わりはどのようなものであったか。これについては、『延喜式』段階の中宮の沐浴や「神具」についての解釈の背景に大きな相違がある。すなわち、聖婚儀礼（の残滓も含め）を認めるか否かという問題であ

る。

岡村氏は忌火御飯の儀の検討から、八世紀初頭に天皇と皇后による神饌親供が行われており、新嘗祭・神今食が天皇皇后親祭祭祀であったことを明らかにした。背景には、新嘗祭で天皇と共寝する采女を皇后が選ぶという伝統があったとして、聖婚儀礼は認めていない<sup>21</sup>。

しかし、皇后が采女を差し出す「伝統」については疑問である。岡村氏がその根拠としている史料を見ていきたい。

史料 『日本書紀』雄略天皇二年十月条

冬十月辛未朔癸酉、幸于吉野宮。

丙子、(中略)由是、皇太后與皇后、聞之大懼。使倭采女曰媛拳酒迎進。天皇見采女面貌端麗、形容温雅、乃和顔悅色曰、朕豈不欲觀汝妍咲、乃相携手、入於後宮。

史料 『日本書紀』允恭天皇七年十二月条

七年冬十二月壬戌朔、讌于新室。天皇親之撫琴。皇后起舞。々既終而、不言礼事。当時風俗、於宴会、舞者舞終、則自对座長曰、奉娘子也。時天皇謂皇后曰、何失常礼也。皇后惶之、復起舞。々竟言、奉娘子。天皇即問皇后曰、所奉娘子者誰也。欲知姓字。皇后不獲已而奏言、妾弟、名弟姬焉。弟姬容姿絶妙無比。其艷色徹衣而晃之。是以、時人号曰衣通郎姬也。天皇之志、存于衣通郎姬。故強皇后而令進。皇后知之、不輒言

礼事。爰天皇歡喜、則明日、遣使者喚弟姬。

史料 は遊獵で不快な思いをした天皇の怒りをなだめるために、皇太后と皇后とが倭采女曰媛に酒を運ばせ、その後共寝したというもの、史料は「新室」での宴会(新嘗での宴)で天皇の琴に合わせて皇后が舞った後に皇后が妹の衣通郎姫を「常礼」に則り差し出すというものである。

『日本書紀』による岡村氏の聖婚儀礼を否定する見解にはいくつかの問題点がある。まず、雄略天皇や允恭天皇の時代の「皇后」記載をそのまま律令制下の皇后と重ね合わせて論じていることである。五世紀において皇后はもちろん大后称さえ成立していたとは言いがたく<sup>22</sup>、またこの時代のキサキが采女とされているものどれほどの違いがあったのか、つまりキサキと表記されているものも采女的な存在であった可能性があり、またその逆もあったと考える<sup>23</sup>。

また史料に記されるように、当時の風俗では娘子を座長に差し出すのは皇后ではなく舞者であるとされている。この場面では偶然に皇后であるだけであって、伝統にまで拡大解釈はできないのではないだろうか。したがって、この『日本書紀』の記事から、「皇后」が天皇と共寝する采女を選んで差し出す伝統があったと論じることができないと考えるのである。

それでは、皇后(大后)による聖婚儀礼は行われていたのだろうか。これについては、中宮の沐浴の可能性や神嘉殿に入りどん

な形態であれ神座に座るのは天皇と皇后のみであることから、新嘗祭・神今食における神事は聖婚儀礼の名残りであり、『延喜式』段階では形骸化したものという見解<sup>24</sup>を支持したい。

『日本書紀』安閑天皇元年（五三四）四月癸丑朔条のように、皇后の寝所に乱入することに厳罰を課し、また『日本書紀』用明天皇元年（五八六）夏五月条に「穴穂部皇子欲奸炊屋姫皇后而自強入於殯宮。」と記されるように皇后を奸すことが大王位とつて意味のあることと考えられていたのは、大后（皇后）が大王との聖婚儀礼によつて王権の正統性を保障するという役割を負っていたからであると考えられるのである。

皇后の祭祀についてまとめておきたい。岡村氏が明らかにしたように八世紀初頭には確実に天皇皇后親祭祭祀が行われていたであろう。ただし、この背景にあるのは、皇后が采女を差し出す伝統ではなく、服属儀礼を基底にした聖婚儀礼の流れを汲むものであり、律令国家段階においてはすでにその聖婚儀礼は形骸化し、模倣儀礼となっていたとされている<sup>25</sup>。その後、弘仁十一年格において中宮の帛衣が「助祭之服」と定められ、『延喜式』段階において中宮は実際に新嘗祭や神今食で神事を天皇と共に実修しながら、いまだに形骸化していった。嵯峨朝以降、新嘗祭や神今食は天皇親祭祭祀として整備されていったのである。

ではなぜ、嵯峨朝にいたつて、新嘗祭や神今食は天皇親祭祭祀として整備されることとなったのか。皇后の助祭は、皇后が采女を差し出す伝統に端を発しているのではないことは先述した。こ

の平安時代前期における祭祀形態の変化は、皇后の地位、ひいては権力構造の変化とも密接に関連していると思われる。本章では、奈良時代後期から嵯峨朝にいたる時期の皇后の地位の変化を考察し、弘仁十一年格の時代背景を考えていきたい。

## 第二章 祭祀形態の変容と皇后

### 第一節 平安時代前期における皇后位の変質

#### 第一項 光仁朝における皇后

光仁天皇は、宝亀元年（七七〇）に即位した。光仁は天智の皇子施基親王の所生であり、天智系の天皇であったので、天武系の井上内親王を皇后にし、その所生子である他戸親王を皇太子とした。一方で、父施基親王に天皇位を、母紀椽姫に皇太后を追贈している。光仁は「井上内親王を皇后に、他戸親王を皇太子に定めることで天武系皇統との連続性を強調する一方で、天智直系をも標榜した」のだという<sup>26</sup>。天皇を呪詛したとして井上内親王とそれに連座して他戸親王の地位が剥奪された後、皇太子に山部親王を据えたが、立后はない。立后がないことについては、西野悠紀子氏が母親の地位が高くない皇太子の地位が不安定になることを避けた為であるとしている<sup>27</sup>。

橋本義則氏は光仁朝には後宮の殿舎配置に大きな変化があり、その変化とは内裏とは別所に営まれていた皇后宮が内裏において成立したこととしている。内裏における皇后宮の成立は井上内親



王の時であり、皇后宮職以下の組織が縮小されている。ただし、常置ではなかったようである。橋本氏は「律令国家において天皇とともに皇権を掌握し、また皇太子と共に皇位継承の機会を有した皇后の性格や権能に大きな変化が生じ、平安時代の皇后や中宮のように政治上の権能を有さない単なる天皇の嫡妻でしかなくなつた事実がある」と論じている<sup>28</sup>。

光仁朝は井上内親王の廢后やその後皇后が置かれぬなど、皇后を考える上で重要な時期であると考え。ここで、光仁朝以前の皇后について検討したい。

今なお皇后研究の通説的見解である岸俊男氏の論によれば、皇后は飛鳥浄御原令によって成立し、鸕野皇女が最初であるという。また、皇后の前身的地位として太后について検討し、太后と後の区別が推古朝には存在していたこと、允恭・雄略の頃（五世紀中頃）より特定の后妃についてかなり高い地位が認められること（但し、あくまでも大后的存在であつたとする）、私部の成立から大后制は推古朝に近い頃に成立したことを指摘した。そして、皇后と太后は出自が皇族に限られることや、経済基盤である私部と中宮湯沐との共通点から、太后は皇后の前身的地位であると論じたのである<sup>29</sup>。

そして、藤原氏出身である光明子が立后したことは、梶犬養広刀自を母として生まれた安積親王に対処するための藤原氏の方策であり、国政において重要な役割を果たす皇后の地位と権能に着目したものとした。

大後の成立過程においては、出自が皇族であることが重要な要素であつたと考えられる<sup>30</sup>。しかし、光明子の立后以降、皇后の出自は皇族に限定されず、文武にいたつては皇女のキサキさえない。そして非皇族出自の皇后に共通するのは所生子が即位していることである。成清弘和氏はこの点に関して、律令制下においては、皇后の性格を規定するのはその出自よりも次代の皇位継承者の再生産であつたとし、皇族皇后制は日本では根付かなかつたとした<sup>31</sup>。また、同じく律令皇后を有力な皇位継承者の再生産とする津田京子氏は、後宮の成立から有力な天皇妃に皇太子が誕生しない場合は皇后を冊立することは行われぬが、光明子のように皇太子が誕生しない場合に皇后が冊立されるとした<sup>32</sup>。

皇后の出自が皇族に限られないことは確かであるが、それは出自よりも次代の皇位継承者の再生産が皇后の役割であつたからなのだろうか。光明子の立后の場合、すでに安積親王が梶犬養広刀自から誕生しており、有力な皇位継承者であつたようである。成清氏の説に拠れば、安積親王の生母である広刀自が立后すれば良い。また津田氏の説に拠れば、すでに有力な皇子がいるのだから、光明子は立后する必要がない。皇后の出自が皇族に限られぬことは、複雑な政治状況があることは無論だが、他にも要因があるのではないだろうか。

藤原氏出身の光明子が立后する事は即位の可能性が否定されるという意味でも皇后制にとつての重要な一つの画期であるといえる<sup>33</sup>。また光明子立后の意義は、皇后の権能が皇后宮職の設置な

どによって機構的に整備され安定化したことにある。人格によらずに権威を得るシステムが構築されたのである。すでに県犬養広刀自に安積親王が誕生した後に光明子が立后していることは、この時点では皇后という地位が所生子の地位の強化だけに結びつけることができないものであったことを示している。

光明子立后は特殊な政治的事情によるものだけではなく、より構造的な問題でもありと考える。そして皇后の権能が人格によらずに得られるようになることは、皇后の即位の可能性を失わせると同時に光明皇后以降、皇后の地位を所生子との関係のみに帰着させる契機となったと考える。

井上内親王の廃后は、様々な政治状況が絡んだものであろうが、その要因の一つに皇后権力の機構的整備による安定化があったのではないかと考えるのである。「しりへの政」とされる天皇の輔政を役割とする皇后の権能が制度化されることによって出自を問わなくなり、即位の可能性を失わせる。このことは皇后の地位が前代に比して便宜的なものに変質していく契機となったと考えられるのではないが。また、上述したように井上内親王の時に初めて内裏において皇后宮が成立したことは<sup>34</sup>、鵜野皇后以来の皇后のあり方を変質させるものであったと言えるよう。

八世紀末は内廷の機能への男官の進出が顕在化するとされている<sup>35</sup>。光仁朝は皇后の地位の変化の萌芽が表れる時期であり、またその変化は内裏において皇后宮が成立するように構造的な変質であることが指摘できるだろう。

## 第二項 桓武朝における皇后

桓武天皇は天応元年（七八一）に即位し、同時に実弟の早良親王を皇太子にしたが、宝亀五年（七七四）には安殿親王（後の平城天皇）が誕生しており、延暦二年（七八三）には安殿親王の生母である藤原乙牟漏を皇后に立てた。延暦四年（七八五）には種継暗殺事件に関わったとして早良親王が廃太子され、同年、安殿親王が立太子した。

桓武天皇には藤原乙牟漏の他に、酒人内親王が入内している。なぜ藤原乙牟漏が立后したのか。

山本一也氏は「天皇の女が皇后となる伝統があったとした上で、夫人であった乙牟漏を皇后とすることで妃であった酒人の上位に位置付け、それによって安殿の皇嗣としての立場を確定する施策であったとした。また、桓武は同母弟である早良を抹殺して、乙牟漏を立后したことで、皇位継承における天皇の女所生という要素の重視という原則を打破し、このことは王権の父系的な自立につながったとした<sup>36</sup>。

しかし、王権の父系的な自立という見解は容認しがたい。光仁系皇統は直系が不明なままに兄弟継承し、それぞれが皇統を形成したとされており<sup>37</sup>、また皇后を冊立することで所生子の皇太子としての地位が確定することからして、王権が父系的に自立しているとは思えない。また、先述したように光明皇后以降、非皇族出自の皇后が出現するシステムは十分に整っていたと考えられる。内親王のキサキが立后しなかったことについては、すでに内

親王であることが皇后となる絶対条件ではなくなっていたからと考えられるのである。したがって、天皇の女が皇后となる伝統という考えは容認しがたい。

春名宏昭氏は、桓武が即位した際、母親である高野新笠を皇太夫人としたが、これは嫡妻の子が最有力の皇位継承候補者であることを桓武が身を以て示したものであり、立后はそれを明示する、意思表示の機能を持つていたとした<sup>38</sup>。

西野悠紀子は、当時の貴族の嫡妻選定と同様長子の母であったこと、長子ないし皇太子候補の母としての権威を付与する必要から立后されたとした<sup>39</sup>。

橋本義則氏は、桓武朝において、内裏における後宮が成立し、これは前朝に於ける皇后の単なる嫡妻化、皇后以外の后妃の居所あるいはその職務を遂行する場である後宮の内裏における常置を意味しており、また桓武による皇統維持政策のための後宮繁栄策であったとした。ただし、桓武朝においては皇后宮が欠如しており、内裏の構造が流動的であったが、これについて橋本氏は皇后がないため（平城も同様）としている<sup>40</sup>。しかし、桓武はすでに皇后を冊立しているから、藤原乙牟漏は皇后宮を内裏内に持つていなかったことになる。このことは皇后がまだ自立性を保持していたためであると考えたい。

酒人内親王は朝原内親王を生んでいるが、男子は生んでいない。一方、乙牟漏は後の平城天皇である安殿親王を生んでおり、このことから乙牟漏は所生子との関係において立后された可能性が大

きい。内親王のキサキが立后しなかったことについては、前述したように、すでに内親王であることが皇后となる絶対条件ではなくなっていたことが背景の一つとなっていると考えられる。桓武朝は、遷都を始め、儀式や社会制度などで多くの変革がなされた時期であるが<sup>41</sup>、女御という身分呼称が生まれ後宮が成立するなど<sup>42</sup>、キサキ制度においても重要な時期であるとされている。皇后も光仁以来、単なる嫡妻へと変質してはいるが、皇后が「自立性」を保持することもあり、いまだ過渡期の状態であるといえるだろう。

### 第三項 平城朝における皇后

平城天皇は大同元年（八〇六）に即位し、故藤原帯子（延暦十三年 七九四 死去）に皇后を贈位し、同母弟の神野親王を皇太子に立てた。平城の場合も、桓武と同様、朝原内親王や大宅内親王の二人の異母妹の皇女を妃にしている。また、延暦十八年（七九九）には、後の嵯峨天皇の皇太子高岳親王が伊勢継子を母として誕生しており（後に廃太子）、また延暦十一年（七九二）には第一皇子である阿保親王が生まれている。したがって、その生母を皇后に立てて、有力な皇位継承候補者であることもできたのである。しかし、平城は二人の内親王も皇子の生母も皇后に立てず、故藤原帯子に皇后を贈位したのである。なぜか。

二人の内親王のキサキが立后しなかったのは、先述したように内親王であることが皇后の絶対条件ではなくなっていたことが一

つの要因と考えられる。他についてはどうか。

山本氏は、出自が低く夫人でもない木工頭伊勢老人女の継子では、立后できなかったとした<sup>43</sup>。しかし、父系の成立を説きながら伊勢の出自の低さのみを強調するのは疑問であるし、二人も内親王の妃がいるにも関わらず二人とも立后しなかったことは、内親王の妃を重視する自身の説に矛盾する。

春名氏は、皇太子時代の妃で子女に恵まれなかった故藤原帯子に皇后を贈位するということは、自分の血統からは皇位継承者を立てないことを明示したと論じた<sup>44</sup>。

坂上康俊氏は、伊勢継子では外戚が弱すぎて立后できなかったし、また同母弟である神野との仲を維持することを優先したのだとした。春名説からすると、高岳の母を立后すれば神野の地位が微妙になってしまうという複雑な政治状況があったのではないかとしている<sup>45</sup>。

複雑な政治状況があるとはいえ、春名説も坂上説も、皇后の地位が所生子との関係の中に位置づけられており、それに発する微妙な政治バランスがあったことは妥当であると考えられる。二人の内親王のキサキには男子は生まれておらず、皇后の地位はその出自よりも所生子との関係に位置付けられているといえるだろう。皇后が単なる嫡妻に変質しつつある前代の流れを平城も踏襲しているといえよう。

#### 第四項 嵯峨朝における皇后

嵯峨天皇は、大同四年（八〇九）に即位し、平城皇子である高岳親王を皇太子に立てた。弘仁元年（八一〇）に起こった薬子の变によって、高岳親王が廢太子され、桓武と藤原旅子の所生である大伴親王が立太子した。同年には母を橘嘉智子として正良親王が誕生している。そして、弘仁六年（八一五）には、夫人橘嘉智子が立后している。

まず、薬子の变の影響から見ていきたい。薬子の变が権力構造に与えた影響は大きく、皇后制にも何らかの影響があると考えられるのである。

坂上氏は、薬子の变は、讓位した天皇と現天皇とのどちらに究極の皇権があるのかが整理されていないことから来る、権力構造の欠陥から起こったものであると位置付けた。そのため、太上天皇の政治の中枢からの排除が必要となり、唯一至高の権力者としての天皇が成立したとした<sup>46</sup>。

また、西野氏によれば、内侍の掌握していた奏請伝宣の機能が蔵人に移り、内侍の政治力が低下したという<sup>47</sup>。

薬子の变は、王権の強化と同時に女官の政治的支配力の低下をも引き起こしていたようである。このことは、弘仁十一年格において皇后の助祭が定められることと関連しており、嵯峨朝における祭祀の天皇親祭祭祀化の背景であろう。

また、嵯峨天皇には高津内親王との間に業良親王が生まれるも関わらず、橘嘉智子を皇后に立てた。なぜか。

山本氏は、乙牟漏の場合と同様、嘉智子を高津の上位におくことで正良を業良の上位におくものだという<sup>48</sup>。

春名氏は、嵯峨天皇の意向が正良親王立太子にあることを明示するものとし<sup>49</sup>、これは坂上も同様である<sup>50</sup>。また、河内祥輔氏は、立后は皇嗣の確定と連動する、としている<sup>51</sup>。

西野氏は、乙牟漏同様、天皇の男子（第二子）を生んでいたことが要因であり、嫡后であることによってその子女に皇位を継承させ得た以外はその権力は天皇の母としての親権に依存しているとした。このことは母后を成立させ、皇后位を形骸化させ、ひいては皇后の不在を引き起こしたとした<sup>52</sup>。

高津内親王所生の業良親王はその人格に問題を抱えていたとも言われており<sup>53</sup>、嵯峨朝においては後の幼帝の出現にみられるような王権構造をとってはならず、即位には天皇の人格的資質はいまだ問われる要素の一つであり、またやはり立后は有力な皇位継承候補者の有無が重要な要素であることができるだろう。

次に皇后宮の問題から検討していきたい。

橋本氏は、皇后に橘嘉智子が冊立されると、内裏の改作が行われ皇后宮を伴う内裏が造営され、弘仁九年（八一八）に殿閣門号の制定がなされ、内裏の構造が固定されたとした<sup>54</sup>。  
ここで皇后宮に関する格を見ていきたい。

史料 『類聚三代格』巻四 弘仁七年六月八日太政官符  
太政官符

応補充酒司酒部事

合六十人 元册人  
今加廿人

右得宮内省解備。造酒司解備。案職員令酒部数六十人。而去大同二年減廿人定册人。今分配平城宮并皇后宮。無人充奉。每事難堪。望請。依令被給六十人。将濟公事者。右大臣宣奉。勅。依請。

弘仁七年六月八日

これは、嘉智子の立后に伴って、酒司等内廷諸官司の定員を増加する格であるが、鬼頭清明氏によれば、この史料は皇后の自立性が弱まったことを示しているのであって、皇后の経済が独立性を失い、天皇の経済と合体したことを示しているのだという<sup>55</sup>。

嵯峨朝に至って、内裏に皇后宮が成立するなど皇后の経済基盤が自立性を失うことで構造的に皇后の権力が所生子の地位の強化にのみ求められる状態が現出し、皇后位は所生子との関係でのみ成立するようになった。このことは、皇后の地位の利便化をも引き起こしたことを考える。

嵯峨朝にて、皇后の「助祭」が定められる背景に、独立した経済基盤を持ち権力を行使する皇后から、所生子との関係のみで成立する利便化された皇后への変質があったと考えられるのである。

## 第二節 儀式の変質

### 第一項 立後の儀

河内祥輔氏によれば、立後の儀は嵯峨天皇のときに変化しているという<sup>56</sup>。そこで、立後の儀について検討していきたい。

史料 『続日本紀』天平元年八月戊辰(十日)条

戊辰、詔立正三位藤原夫人為皇后。

史料 『続日本紀』天平元年八月壬午(二十四日)条

壬午、喚入五位及諸司長官干内裡。而知太政官事一品舍人親王宣勅曰、(後略・宣命)

まず、立後の儀は十日型と二十四日型に分けられるという。十日型は史料 に見えるもので、奈良時代以前の伝統を引くものであり、桓武まで受け継がれている。宣命は「某を皇后に定む」のみで、儀式の規模も小さい。

二十四日型は、聖武天皇の時に創始されたもので、大勢の官人を内裏の内外に召集し長々しい宣命を読み上げ皇位継承について話し聞かせ、最後に賜物を与えるというものである(史料)。この二十四日型は聖武天皇以来、誰も行っていないが、嵯峨天皇に継承され、復活した。嵯峨天皇は伝統的な十日型を捨てて二十四日型を正式の立后儀に採用したのである。この立後の儀は、嵯峨以降、『儀式』に規定され、後世はこの方式で挙行されるこ

ととなったという<sup>57</sup>。

河内氏は聖武天皇に焦点を当ててこの立後の儀について論じているので、嵯峨天皇には触れることがない。しかし、嵯峨朝において二十四日型の立後の儀が復活したことは重要であると考えるので、以下論じていきたい。

二十四日型の立後の特徴は、大勢の官人に長々しい宣命で皇位継承について読み聞かせることにあるが、その意義は立后が皇位継承との関わりにおいて確定するのだということを宣言するところにある<sup>58</sup>。この立後の方式が創始された聖武天皇に立てられた皇后は、かの光明皇后であり、非皇族出自の皇后としてその正統性をより多くの官人に訴えるためにも、大規模な二十四日型の立後の儀が必要であったわけである。二つの立後の儀を行った光明皇后は前代の大后的な皇后と嫡妻的な皇后との二つの要素を持っていたと言えるであろう。では、嵯峨天皇の場合はどうか。

先述したように、嵯峨天皇の皇后は橘嘉智子である。この立後は嵯峨天皇の意思が正良親王にあることを明示したものとされているが<sup>59</sup>、多くの后妃(内親王も含め)と有力な皇位継承候補者を保持していた嵯峨天皇は<sup>60</sup>、立后が皇位継承との関わりにおいて成立するということを宣言する二十四日型の立後の儀を行い、その意思をより明確に表すことが必要であったのではないだろうか。

また、二十四日型の立後の儀の採用は、皇后の独立した権能よりも皇后位を皇位継承に関わるものとして捉えるよう変化したた

めと考えられ、これまで述べてきたように嵯峨朝にいたって皇后が嫡妻化していることが背景となっているだろう。そして、この皇后の嫡妻化は桓武以来の唐風化がその一因となっていると考えられる。次に唐風化について考えてみたい。

## 第二項 唐風化

西野氏によれば、桓武天皇は、母が渡来系の高野新笠であり、自らの血統の尊貴性を主張するために、中国文化を意識的に導入しており、具体的には祭天の儀礼などの導入に表れているという。このことは、皇后制にも影響を与えており、唐にならった皇后の冊立が行われるようになり、皇后の持つ政治的意味が薄れ、嫡子の母としての嫡妻としての性格が強まることとなったという。

また西野氏によれば、中国的な男女役割観念によって皇后を称えることが行われたとする<sup>61</sup>。

しかし、次の史料からは桓武朝に皇后が完全に唐にならったものとされているとは思われない。

史料 『続日本紀』延暦七年正月甲子条

甲子。皇太子加元服。其儀。天皇皇后並御前殿。(後略)

この史料からは、皇后も天皇とともに立太子の儀式に参加している様子がうかがえる。このことから、皇后は桓武朝段階においては儀式の場からの排除は行われていないことが分かる。このこ

とは先述したように桓武朝は嫡妻としての皇后が成立する過渡期であるためと考えられる。

また、嵯峨朝は唐文化の影響を最も深く受けた時期で<sup>62</sup>、年中行事の整備と合せて、儀式の唐風化、中国風文化の取り入れが盛んに行われたという<sup>63</sup>。このことはさらに中国的な皇后制の導入を促進し、嫡妻としての性格がより鮮明になっていったと考えられ、拙論とも一致するのである。

史料 弘仁十一年格は、唐風化という視点で見れば、唐風俗の積極的採用の一環として天皇・皇后・太子の儀式・祭服を制定したものである。天皇の帛衣に対応する皇后の帛衣が助祭の服とされるのは、男女役割に基づく序列化<sup>64</sup>であろう。

以上のような唐文化の積極的導入は、皇后の嫡妻化を進行させ、皇后の祭祀への関与の変質を生んでいったと考えられる。唐風化が桓武朝に始まり、嵯峨朝は最も深くその影響を受けた時期であることは、皇后制において嫡妻化が進行する桓武の時期、そして嫡妻化が構造的にも完成する嵯峨朝の時期と一致する。このことは、唐風化が皇后制に大きな影響を与えた要素の一つであることが物語るものであり、また権力構造や政治思想の変質が皇后制にも大きな影響を与えることを実証するものであるといえるだろう。

## おわりに

弘仁十一年格に、皇后の「帛衣」が「助祭の服」とされている

ことから、嵯峨朝における祭祀形態の変容を検討し、その背景として平安時代前期の皇后制の変質について考察した。

第一章では、岡村幸子氏の「帛衣」についての論を鎮魂祭での御服から考察した。岡村氏は「帛衣」について検討し、中宮には新嘗・神今食における「祭服」がないことから、『延喜式』段階において中宮による神饌親供や聖婚儀礼は行われなかった、と結論した<sup>65</sup>。

このことについて、新嘗祭の前日に行われ、新嘗と密接な関連性を持つとされ、また中宮の関与が自明である鎮魂祭における「御服」の検討を行った。鎮魂祭には天皇・中宮・東宮の祭服の規定がない。山尾幸久氏は鎮魂祭で用いられる「御服」は新嘗祭で用いられる天皇と中宮の祭服であるとした<sup>66</sup>。鎮魂祭を中宮が行うことは明確であることから、中宮にも新嘗祭での祭服が存在することになる。このことは岡村氏の結論と矛盾する。

しかし、『延喜式』には中宮の鎮魂祭の場合、天皇とは違い、「御服案」と記されており、このことから中宮の鎮魂祭では御服本体を用いず、空の「御服案」を振るう所作を行ったのではないかとした。したがって、岡村氏の結論と同様、『延喜式』段階では中宮自身による新嘗・神今食は行われていなかったと結論した。中宮が神事を実修しなくなった契機は、皇后の祭服が助祭の服とされた嵯峨朝以降であり、次に嵯峨朝以前の祭祀への皇后の関与はどのようなものであったかを「神具」や沐浴から考察した。

皇后が神饌親供を行ったことについては共通しているが、その神

饌親供の背景に聖婚儀礼を考えるのか、それとも別の伝統を考えるのか、というところに見解の相違がある。

岡村氏は『日本書紀』の記述から、皇后が采女を差し出すという伝統を神饌親供の背景としているが<sup>67</sup>、その見解は疑問である<sup>68</sup>。また中宮の沐浴の可能性などから、神饌親供の背景には聖婚儀礼があるのではないかと結論した<sup>69</sup>。

第二章では、政治史的な面から皇后制の変質について論じた。皇后の前代とは違う嫡妻化は、光仁朝にその萌芽が見られ、桓武朝にて後宮が成立して<sup>70</sup>構造的にも進行する。ただし、皇后宮の内裏での成立はまだ流動的であり、また儀式の場からの排除が行われていないことから、皇后は一定の「自立性」を保持していた段階であった。

皇后の嫡妻化(皇后が所生子との関係でのみ位置付けられる地位となること)は、嵯峨朝にいたって完成する。葉子の変以降、太上天皇の排除が行われ「唯一至高の権力者としての天皇」が誕生する<sup>71</sup>。このことは、皇后との関係にもはつきりと表れ、皇后は天皇の嫡妻に過ぎない存在となっていくのである。立后の儀の変化<sup>72</sup>や儀式の唐風化、さらに皇后宮を伴う内裏が造営され、また内裏の構造が固定されたことから<sup>73</sup>、皇后の嫡妻化は構造的にも完成されたのである。嵯峨朝は皇后制にとつての重要な転換点であり、嵯峨朝において皇后の嫡妻化が完成されたと言えるだろう。

大后であつた炊屋姫(推古天皇)や鵜野皇后以来の大后的な皇



后は、私部のような独立した部民を持ち、天皇・皇太子と共に王権の中に位置づけられ、時には即位することもあった。しかし、九世紀の皇后は独立した経済基盤を奪われ、嫡妻化によって更に進んだ皇后の非皇族化によって即位の可能性がなくなった。九世紀の王権は皇后の権力を王権の外に置くような構造を持っていたのであり、それは律令制に基づいた天皇の絶対化<sup>74</sup>というものと関連しているであろう。

嵯峨天皇以降、淳和天皇にいたって皇后の嫡妻的な性質はより強化されて受け継がれ、それは皇后位の形骸化を生み出し、その後の皇后の不在へとつながっていくと思われる。このことについては、以降の課題にしたいと思う。

また、本稿では奈良時代後期から平安時代前期までを考察対象にしたが、皇后制は太后制から始まり多くの変質を遂げながら後世まで続くのであり、一時代のみを捉えるのではなく、より幅広い時代を網羅する研究をしなければならない<sup>75</sup>。それがなければ、本稿の正確な位置付けもできないであろう。このことについても、今後の課題としていきたい。

△注▽

- (1) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(『ヒストリア』第157号)。
- (2) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。
- (3) 岡田精司「大王就任儀礼の原型とその展開」(塙書房、『古代祭祀の史的研究』、一九九二)、「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」(塙書

房『古代祭祀の史的研究』、一九九二)、「大化前代の服属儀礼と新嘗一食国(ヲスクニ)の背景」(塙書房、『日本古代の祭祀と神話』、一九七)。

岡田精司氏は、五、六世紀には聖なる座において神饌を受け、神床に臥して巫女と聖婚を行う古い時代のニイナメ神事が行われており、雄略朝にニイナメ・ヲスクニ儀礼が創始され、采女と大王との共食・共寝の神事が行われるようになり、律令制下にいたっては采女に替わって皇后が新嘗祭の神事に参加し、さらにこの皇后の参加はすでに律令制以前に見られるものとした。岡田氏は皇后の新嘗祭への神事の参加が律令制以前の伝統を汲むもので、この神事には共食だけでなく聖婚儀礼(形骸化したもの含む)が付随するとした。

- (4) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館、一九八六)。
- (5) 坂上康俊「律令国家の転換と「日本」」(講談社、日本の歴史〇五、二〇二)。
- (6) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。
- (7) 松前健「鎮魂祭の原像と形成」(塙書房、『日本書紀研究第七冊』、一九七三)。
- (8) この他、『延喜式』大炊寮式に「中宮鎮魂」とある。
- (9) 山尾幸久「日本古代王権形成史論」(岩波書店、一九八三)。
- (10) 東宮の鎮魂について。東宮の鎮魂は「新嘗之後巳日」に行われ、新嘗の前日に行われる天皇・中宮の鎮魂とは別のもの<sup>76</sup>と考える。(山尾幸久)。
- (11) 中嶋宏子「大嘗祭における御禊行幸の成立と特徴」(『國學院大學大学院紀要』文学研究科二一、一九九〇)。
- 平城天皇の大同年間に開始された、大嘗祭に先立つ御禊があるが、これは大嘗祭の前に行われる鎮魂際の変質したものとされている。したがって、『延喜式』段階においては大嘗祭には鎮魂祭は行われていなかったことになる。
- (12) 山尾幸久(前掲注9)。
- (13) 山尾幸久(前掲注9)。
- (14) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。
- (15) 岡田精司「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」(前掲注3)。
- (16) 山尾幸久(前掲注9)、岡田精司「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」(前掲注3)、岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。
- (17) 『西宮記』新嘗・神今食。

- (18) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。  
 (19) 岡田精司「大王就任儀礼の原型とその展開」(前掲注3)、岡田精司「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」(前掲注3)。  
 (20) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。  
 (21) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。  
 (22) 皇后の成立は天武朝、大后称は金石文で天寿国鑄帳銘に記されるもので推古朝のものなどがあり、「古事記」にも記されるが、大后称の成立については通説がない。私見では、継体キサキの手白香皇女が大后称の始めではないかと考えている。詳細は別稿に譲る。  
 (23) 例えば、荻原千鶴「女鳥王物語と春日氏后妃伝承の定着」(吉川弘文館、青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』、一九八七)によれば、春日氏(ワニ氏)出自の後妃は、采女であったものをキサキとして王統譜に記載されたものであるという。記紀の皇后記載は皇女である、所生子が王位についている、といった条件によつての追記とされており(河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(前掲注4)、成清弘和「大后についての史料の再検討」)、日本古代の王位継承と親族、一九九九)、記紀の後妃呼称からその実態を論じることが難しい。より多角的な面から慎重に論じられる必要があると考える。  
 (24) 岡田精司「大王就任儀礼の原型とその展開」(前掲注3)、岡田精司「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」(前掲注3)。  
 (25) 岡田精司「大王就任儀礼の原型とその展開」(前掲注3)、岡田精司「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」(前掲注3)。  
 (26) 坂上康俊「律令国家の転換と「日本」」(前掲注5)。  
 (27) 西野悠紀子「母后と皇后 九世紀を中心に」(吉川弘文館、「家・社会・女性」 古代から中世へ、一九九七)。  
 (28) 橋本義則「平安宮成立史の研究」(塙書房、一九九五)。  
 (29) 岸俊男「光明立后の史的意義」(塙書房、「日本古代政治史研究」、一九六六)。  
 (30) 大後の成立過程やその権能についての詳細は別稿に譲る。  
 (31) 成清弘和「大后についての史料の再検討」(『日本古代の王位継承と親族』、岩田書院、一九九九)。  
 (32) 津田京子「日本古代の皇后について 令制後宮の成立を中心に」(『寧楽史苑』三七、一九九〇)。  
 (33) 岸氏は「場合によっては聖武の次に光明女帝の即位さえも胸に画いたかもしれぬ」と光明子の即位を想定しておられるが(前掲注29)、藤原氏出自の光明子が即位できたとは思われない。このことは聖武天

- 皇が讓位し阿倍内親王が即位した後も皇后宮職を紫微中台に改め光明皇太后自身は即位せずに国政の実権を握っていたとされることからもうかがえる。  
 (34) 橋本義則「平安宮成立史の研究」(前掲注28)。  
 (35) 吉川真司「律令国家の女官」(東京大学出版会、「日本女性生活史」)。  
 (36) 山本一也「日本古代の皇后とキサキの序列 皇位継承に関連して」(『日本史研究』第470号、二〇〇一)。  
 (37) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(前掲注4)。  
 (38) 春名宏昭「平安時代の后位」(『東京大学日本史学研究室紀要』四、二〇〇〇)。  
 (39) 西野悠紀子「母后と皇后 九世紀を中心に」(前掲注27)。  
 (40) 橋本義則「平安宮成立史の研究」(前掲注28)。  
 (41) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」(『天皇と古代国家』講談社学術文庫、二〇〇〇)桓武の時代に行われた長岡遷都、国忌の改廃、天武八姓の否定などがあるが、それらの変革は天武直系のもの、の払拭にあつたという。天武朝に始まる皇后制、大后的なもの否定はこのあたりからきているのかもしれない。  
 (42) 玉井力「女御・更衣」の成立」(『名古屋大学文学部研究論集』二、一九九四)。  
 (43) 山本一也「日本古代の皇后とキサキの序列 皇位継承に関連して」(前掲注32)。  
 (44) 春名宏昭「平安時代の后位」(前掲注34)。  
 (45) 坂上康俊「律令国家の転換と「日本」」(前掲注5)。  
 (46) 坂上康俊「律令国家の転換と「日本」」(前掲注5)。  
 (47) 西野悠紀子「母后と皇后 九世紀を中心に」(前掲注27)。  
 (48) 山本一也「日本古代の皇后とキサキの序列 皇位継承に関連して」(前掲注32)。  
 (49) 春名宏昭「平安時代の后位」(前掲注34)。  
 (50) 坂上康俊「律令国家の転換と「日本」」(前掲注5)。  
 (51) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(前掲注4)。  
 (52) 西野悠紀子「母后と皇后 九世紀を中心に」(前掲注27)。  
 (53) 『日本三代実録』卷十五正月十一日丙午条。  
 (54) 橋本義則「平安宮成立史の研究」(前掲注28)。  
 (55) 鬼頭清明「皇后宮職論」(奈良国立文化財研究所「研究論集」、一九七三)。

- (56) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(前掲注4)。  
(57) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(前掲注4)。  
(58) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(前掲注4)河内氏は多くを論じていないが、「立后は皇嗣の確定と連動する」としている。このことは光明皇后においても、嵯峨皇后橘嘉智子においても同様である。
- (59) 春名宏昭「平安時代の后位」(前掲注34)。  
(60) 坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』(前掲注5)。  
(61) 西野悠紀子「母后と皇后 九世紀を中心に」。  
(62) 西野悠紀子「母后と皇后 九世紀を中心に」。  
(63) 坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』(前掲注5)。  
(64) 西野悠紀子「母后と皇后 九世紀を中心に」。  
(65) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。  
(66) 山尾幸久(前掲注9)。  
(67) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(前掲注1)。  
(68) 大后・皇后についての自説の詳細は別稿に譲る。  
(69) 義江明子『日本古代の祭祀と女性』(吉川弘文館、一九九五)義江氏は祭祀に奉仕するものが女性に限らないこと明らかにされたが、祭祀に奉仕するものが女性に限定されていく最初は、王権に「齋く(つく)く」行為であるとされており、このことは王権内で聖婚儀礼が行われていた傍証にもなるであろう。
- (70) 橋本義則『平安宮成立史の研究』(前掲注28)。  
(71) 坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』(前掲注5)。  
(72) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(前掲注4)。  
(73) 橋本義則『平安宮成立史の研究』(前掲注28)。  
(74) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」(前掲注27)。  
(75) 近年、このような視点からの研究(山本一也氏、前掲注32)が出てきているが、私見とは立場を異にするものである。詳細は別稿に譲る。

主指導教員(小林昌二教授)、副指導教員(荻美津夫教授・矢田俊文教授)